

新病院 電話・ネットワーク配線工事 仕様書

1. 施工条件

(1) 留意事項

- 1) 本工事に必要なケーブル配線工事、その他指定関連工事を実施すること。
- 2) 必要となる工事は、電気設備工事管理指針、電気設備技術基準、内線規定等の法令を厳守すること。また、JIS規格(JIS/ X5150)、ISO規格(ISO/IEC11801)、TIA規格(ANSI/TIA-568-C)の情報配線規格に準拠すること。
- 3) 使用するケーブルや部材、その他必要経費等も全て本工事に含めること。
- 4) 新病院建設工事期間中の作業となるため共益費を本工事に含めること。
- 5) 工事の際に発生する廃材は、受注者が適切に処分すること。
- 6) 仕様書に記載のない事項、仕様変更や工事内容に変更が発生した際は、速やかに当院担当者へ報告し、随時協議の上、工事を実施すること。
- 7) 新病院建設工事との相番工事期間があるため、同期間においては、当院担当者、建築事業者と随時協議の上、施工法令や労働安全に関する法律等の関係法令を遵守し、搬入に必要となる一時保管スペース、搬入経路(養生ほか)等は、その都度建築事業者と調整し、許可を得ながら、安全管理方針に従って工事を行うこと。
- 8) 別途工事(電話・ネットワーク構築工事)の各ネットワーク及び電話システムとの総合試験や当院が要求する際には立合を行うこと。なお、事前協議で立合が不要となった場合でもオンコール対応が取れる体制を準備しておくこと。
- 9) 第三者から苦情等の申し出があったときは、速やかに報告するとともに、その解決にあたっては責任をもって処理を行うこと。なお、当院担当者から解決に向けて別途指示や要請がある場合は、誠実に対応すること。
- 10) 作業現場においては、常に諸機材その他の整理及び清掃に留意すること。
- 11) 本工事により、既存システムの機能停止や確認が必要な際は、事前に当院担当者の承諾を受け、指示に従い実施すること。なお、機能停止時間は最小限となるように留意すること。

(2) ケーブル敷設要件

- 1) 配線ケーブルの成端処理及び試験測定作業(導通試験)は別途工事(電話・ネットワーク構築工事)事業者が行うこととする。
- 2) 本工事で配線するケーブルの行先が判別出来る仮設表示を両端に行うこと。仮設表示の内容は当院担当者及び別途工事(電話・ネットワーク構築工事)事業者と協議の上、決定することとする。
- 3) 配線場所が特定できる資料(プロット図など)を都度、速やかに提出すること。
- 4) 使用するケーブル規格は以下のとおりとする。なお、シース色は当院担当者より別途指示するものとする。
 - ・ネットワーク 幹線:Cat.6A 支線:Cat.6
 - ・電話システム 幹線:0.5-20P、0.5-50P 支線:0.5-2P
- 5) 配線ケーブルの両端余長については以下のとおりとする。
 - ・指定装置からの配線 ⇒ 装置設置場所より5m
 - ・19インチラック内 ⇒ ラック内に3m
 - ・各EPS内(木板設置場所) ⇒ 床から2m

- ・壁内埋込ボックス内 ⇒ 50cm
- ・OAフロア内 ⇒ 指定場所より床上立上後 3m
- 6) ケーブル配線は原則、新病院建設工事の弱電ラックや埋設管路を使用して行うこと。
- 7) 保護モールは原則使用せず、床下や壁内に隠ぺいすること。配線環境により、やむを得ずモールを使用する場合は、当院担当者と協議し許可を得た上で実施し、美観にも配慮すること。
- 8) 配線ルートや結束方法は管理性・保守性を考慮し、統一のポリシーに基づいて実施するとともに美観にも配慮すること。
- 9) ノイズによる減衰を防止するため、電源ケーブルと通信ケーブルは十分な離隔を確保すること。

2. 納品書類

完成図書を提出すること。提出書類は日本語で記録した以下の書類及び電子媒体で各2部ずつ提出すること。

- 1) ケーブル配線図
- 2) 仮設表示の配線位置が判る資料(配線図に併記可)
- 3) 工事写真(内容は別途協議)
- 4) その他、当院担当者が指定する資料

以上